

(意見書案第9号)

クレ・サラ（消費者金融）の金利引き下げ等を求める意見書

2004年1月施行された「貸金業規制法及び出資法等の一部改正法」、いわゆる「ヤミ金対策法」の附則において、2007年1月までに貸金業制度のあり方や「出資法」の上限金利の見直しを行うことが規定されている。

現在、高金利のクレ・サラを利用して約200万人もの人々が過剰な借金の返済に窮しており、このうち年間約20万人が破産申し立てをしている。

この原因は、出資法の上限金利29.2%にも及ぶ高利で貸し付けていることにある。

既に最高裁では、利息制限法と出資法のそれぞれの上限金利の間のいわゆる「グレーゾーン」について違法の判決を下している。

よって、国においては、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利(15～20%)まで引き下げよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣

宛